『東三河後見センター』会報　第４０号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター　　平成 29 年　6 月 26 日発行
〒442-0033
豊川市豊川町辺通 4-4　豊川商工会議所 3 階
電話（0533）80-2707
FAX（0533）80-2708
ホームページアドレス：http://higashimikawakouken.or.jp

第１１回通常総会盛会、総会後の講演会には約６０人が参加

東三河後見センター11 年目を迎えた節目の総会

5 月 20 日（土）の第 11 回通常総会は、東三河後見センター（以下当法人という）の活動が 11 年目を迎えた節目の総会でした。例年どおり、豊川市、豊川市社協（社会福祉協議会）及び豊川・蒲郡・田原・新城各市の成年後見支援センター等から来賓をお迎えしました。総会の議長には、当法人設立以来ずっと顧問を引受けていただいている中村成人弁護士が満場一致で承認され、上程した５議案はすべて可決承認されました。

また、今年 1 月 10 日にＮＨＫのほっとイブニングというニュース番組で放送された成年後見に関わる横領事件で、慎重な財産管理を行っている事例として当法人の様子が放送されました。当法人がテレビで報道されたのは初めてですので、このニュース（６分間）のＤＶＤを 28 年度事業報告の最後に会場で写させていただきました。当法人の活動の様子（一部ですが）がビジュアルに分かったと好評でした。

総会終了後に同じ会場で、熊田均弁護士を講師に、「誰もが利用しやすい成年後見制度をめざして―成年後見制度利用促進法から地域の課題を考えてみよう―」の講演会を開催しました。難しいテーマにも関わらず、東三河全域から約６０名の参加者で会場いっぱいに。難しい内容を大変わかりやすく話していただき、こちらも好評でした。

市民後見人の皆さんと一緒に「市民後見人モデル」を作り直します

当法人は受任した法人後見の一部を、平成 24 年度から市民後見人の皆さんに担っていただいています。6 月 15 日現在、法人後見受任者数 73 名のうち 33 名の方を 16 名の市民後見人の方が担当しています。

東三河地域では現在、市民後見人が事務担当者として活躍しているのは当法人のみですが、今後の成年後見ニーズの増大や成年後見制度利用促進基本計画の作成・実施などを考え合わせると、将来は当法人の「市民後見人モデル」が他に広がって行くことも考えられます。そこで平成 29 年度は改めて、当法人における市民後見人の活動を総点検し、将来につながるしっかりした実践の形に仕上げることを目標としました。

市民後見人の皆さんへのお願い

平成 29 年度は当法人の総力を挙げて次の３点の実現をめざします。①被後見人等に寄り添い、その権利と利益を守る活動をします。②財産管理はいついかなる監査にも耐えられる管理方法を実践します。③被後見人等の支援チームの一員としてなくてはならぬ存在となります。

こうした状態を作るために、市民後見人の皆さんのミーティングやフォローアップ研修の参加、重要資料等の自宅保管、定期的な点検・支援の時期などについてルールや方法の見直しを行います。市民後見人の皆さんのご意見をお聞きしながら見直しを進め、将来につながる「市民後見人モデル」を作りあげたいと考えていますので、ぜひご協力ください。　　（代表理事　長谷川卓也）

第 11 回通常総会報告

5 月 20 日（土）午後 1 時より、豊川商工会議所 2 階 A・B ホールにおいて、第 11 回通常総会を開催し、上程した 5 議案すべてが、原案通り承認・可決されました（総会員数 59 名、出席者数 45 名）。総会では、豊川市福祉部次長・原田潔氏、豊川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長・竹下一正氏より、来賓を代表してのご挨拶をいただきました。また、東三河 5 市（蒲郡・新城・田原・豊川・豊橋）の成年後見（支援）センターから、お一人ずつ来賓としてご臨席いただきました（豊橋市は、日程の都合により欠席）。

第 1 号議案では、平成 28 年度事業報告案を審議し、平成 28 年度の取組について全体報告と個別報告に分けて説明し、また、「平成 28 年度市民後見人養成講座報告書」を別添資料として出席者に配布しました。ホームページの活動報告の資料のページから閲覧できるようにしてあります。第 2 号議案では、平成 28 年度決算報告として、法人の事業運営の様子を報告しています。３ページに決算のダイジェストを示してありますのでご確認ください。第 4 号議案では、平成 29 年度事業計画として、今年度取り組む内容を提示しました。平成 28 年度市民後見人養成講座を修了し、当法人の市民後見人候補者名簿に登録された方も迎え入れる年にあたり、市民後見人の活動をさらに広げ、一層地域に根づかせる 1 年にしたいと考えています。そのためには「顔の見える関係」を維持すべく、ミーティングの充実や法人内での市民後見人への支援体制の構築や、今年度も豊川市より受託した、市民後見人フォローアップ講座の開催等を計画しています。

役員の紹介の様子

第 5 号議案では、これから 2 年間の役員を務めていただく次の 10 名が可決されました。理事に選出されたのは、池田進・神谷典江・工藤明人・齋藤尚・長坂宏・長谷川卓也・舟越正行・村川賢一の 8 名。監事に選出されたのは、豊田和浩・田中幸一の 2 名。（敬称略）。顧問には、今回の総会で議長を務めていただいた中村成人弁護士に引き続きお願いすることになりました。役員の方々は平成 29 日 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までが任期となっています。この 2 年間どうぞ宜くお願いします。

第２号議案　平成 28 年度決算報告ダイジェスト

平成 28 年度「特定非営利活動に係わる事業会計」活動計画書（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：円）

科目	決算額
Ⅰ　経常収益	
１．受取会費・入会金　合計	５５６，０００
正会員受取入会金	１５，０００
正会員受取会費	２７０，０００
賛助会員受取会費	２７１，０００
２．受取寄付金合計	６７９，７２８
３．事業収益合計	１８，２１７，６２８
経常収益合計	１９，４５４，０５３
Ⅱ　経常費用	
１．事業費合計	１６，３３８，４７０
２．管理費合計	２，９２０，１００
経常費用合計	１９，２５８，５７０
法人税・法人市県民税・法人事業税	７１，０００
当期正味財産増減額	１２４，４８３
前期繰越正味財産額	１０，４７１，６３４
次期繰越正味財産額	１０，５９６，１１７

熊田均弁護士による講演会開催

総会終了後、昨年度に引き続き、熊田均弁護士をお招きし、「誰もが利用しやすい成年後見制度を目指して～成年後見制度利用促進法から地域の課題を考える～」と題する講演会を開催しました。総会出席者に加えて、行政機関、医療福祉関係者など、後見制度に関心を持つ方々およそ６０名が出席をされ、A ホールが一杯の盛況でした。

最初に、「成年後見制度の基本理念」、「法定後見と任意後見の違い」、「後見類型ごとの利用場面の例」等を中心に、成年後見制度の内容についての説明が行われました。成年後見制度の基本理念は、平成 28 年 4 月に成立した成年後見利用促進法で改めて確認された事項であり、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上保護の重視の三つの柱から成り立ちます。このうち③が、これまで財産管理に偏りがちであった成年後見制度において、今後特に重要になるとのことでした。

続いて、成年後見制度の現在の利用状況について、説明が行われました。後見制度開始以来、弁護士・司法書士・社会福祉士の三士業を中心とする第三者後見人が増加し続け、主流となっている点、申立権者については、市町村長申立と本人申立の割合が増加し続けている点を、特に強調されました。こうした傾向は、近くに親族のいない独居老人等の増加を受けたものと推定されますが、三士業の担い手が不足する中、今後、社会福祉協議会・市民後見人の活用がより重要になるとの指摘がされました。

成年後見制度は当初、一定の財産がある人のための制度、というイメージがありましたが、現在、制度を必要とする人々は、必ずしも資産等に余裕があるわけではなく、さらに、後見制度自体が十分に活用されているとはいえません。成年後見制度利用促進法は、以上のような課題を踏まえて制定されたものである、というのが現在の共通認識であるとのことでした。

続いて、利用促進法の施行を受けて、平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」の説明が行われました。この計画で掲げられた目標は、①利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、②各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、③後見人による不正防止の徹底、④成年被後見人の欠格条項の見直し、の 4 点です。さらに、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「利用者がメリットを実現できる制度の運用・改善（身上保護の充実）」、「権利擁護ネットワークと中核機関の設置」、「国・地方公共団体・関係団体の役割」、など 8 点が掲げられています。ここで、この基本計画についての分析・評価が行われましたが、特にキーポイントとなるのが、「地域連携ネットワークと中核機関の設置」とのことでした。後見人等は医療・福祉機関やケアマネ・相談支援専門員とチームを組みながら本人の権利擁護支援を行います。さらに各チームは、医療・福祉団体、NPO、社会福祉協議会、地域包括支援センター、家庭裁判所、市町村などと連携を行います。この地域連携ネットワークは、①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止機能の 5 つの機能を持つことが計画されていますが、中核機関は、このネットワークの中心としての役割を期待されています。この中には、これまで裁判所が担っていた機能も含まれますが、機能の移管により、現在、執務状況が限界に達している裁判所は、本来の監督業務に専念できるとのことでした。また、中核機関は権能が大きく、膨大な個人情報の管理を扱う必要があり、これを機能させるためには人員の手当とスキルアップが不可欠であることから、国・地方公共団体等の財政的支援が不可欠となるとのことでした。

この基本計画は、促進法に従って、市町村を中心に実現されることになります。すなわち、国の基本計画が地域に降りてくることになりますが、中核機関の活動等を中心に、地域でそれぞれの課題を議論する必要が生じます。この議論には、地域連携ネットワークの協議会を構成する地域包括支援センター、NPO、社会福祉協議会、三士会、医療福祉団体等に、是非、積極的に参加・関与して欲しいと、熊田弁護士は最後に呼びかけられました。そして、今こそが、「基本計画」をふまえて成年後見制度を考える時であると、課題を指摘されました。それは、第一に、成年後見制度の普遍的意味に立ち返ることで、成年後見制度が「多額の財産を有する者」のためにあるという認識を改める必要がある点、第二に、必要な人が使いたいと思える後見制度に改善するためには、裁判所中心主義から地域中心主義へと転換する必要がある点、第三に、ネットワークの充実と中核機関の設置により、「形のみえる」地域・社会全体で、本人を支えていく必要がある点、の三点でした。以上、熊田弁護士の講演会の概要を紹介させていただきました。

（文責：井上裕一）

ケースファイル 17

『ご本人と家族について思うこと』

市民後見人　星野　裕　氏

健康である事は何よりだが　私が後見を担当する方は病気や障害のハンデーを受け入れながら日々を過されていると思います。

A さんは　10 年程前奥様を亡くされ、2 人の息子さんは遠方で生活している為お 1 人での生活です。　4 年程前から物忘れが少しずつ出だし、2 年程前からは金銭管理が出来なくなり、重要な郵便物が捨てられたり、支払が滞り督促を何度か受けていたようで息子さんがその都度対応していましたが、昨年末より後見人にて全てを引継ました。

当初はお隣近所さんや民生委員、社協の方々にお世話になり介護業者の利用が始まり、現在はデーサービスを 5 日と自宅での生活が 2 日だが、薬の服用忘れしない様にと介護業者が訪問確認していて食事は配達弁当です。

ご本人は　緊急時の要請などを自分からすることは難しそうで、認知症対応可能な施設入所が必要だと思い、息子さんと施設の下見をしてみました。定期訪問したとき　「ご飯何時食べたか？」、「オカズは何だったか？」、には『食べたかヤー』と答えの無い事が多く誤魔化されます。最近の出来事を聞いてもあまり興味が無さそうで『？？？？？』と会話には乗って来ないが　話を若いころの話に切り替えると大変朗らかになり鼻歌を何回も披露してくれます。現金は失くしてしまうので持たせていません。現金を持っていたいという希望は無い様だが、無効になっている旧貯金通帳を探し出して近場の銀行窓口を訪ねた事が 2 度あり、1 度は帰り道が分からなくなりご近所さんにお世話になったとのこと。健脚だが今のところ徘徊の心配はない（本人に聞くと散歩は迷子になるのでイヤ）。ご本人が希望する飲物・食物の調達は　デーサービスの帰路や薬服用確認で訪問する介護業者にて立替え支払いをお願いしています。

B さんは 50 代の男性。事故で障がい者となり施設に入所されベット上での生活が主で移動は車椅子を押してもらっていて手足の動作も不自由で会話も難しい状態です。家族が月に 1 回程度、面会に来られているので同行したところ母親とは会話が成り立っている様です。以前は母親がこまめに面会に来られていた様だが、高齢になり中々来るのも難しくなってきたとのことを聞くと親の気持ちを察するに心痛くなってしまいました。定期訪問時には施設の担当者から本人状況を事前に情報収集し面会に役立てています。ご機嫌の良いときは表情があかるく此方の言うことに対応してくれるが、気分が乗らないときは即帰れとの合図され少し淋しい気持ちにもなります。

A さんは物忘れ障害の不自由さを深刻に思うこともなく　家族や周囲の人たちに迷惑にならないようにしていると言っているがあまり出来ていません。ご自宅を訪ねて来る親戚、友人も無く長男さんは少しは心配をされているようだが、デーサービス業者や後見人へお任せになっている感があり、次男さんは実家に来ることも連絡も無いようです。

B さんには弟、妹がいて高齢の母親は妹が同行して施設に面会に来ているようだが、これからは面会も徐々に難しくなる感じです。本人や家族の状況は変わってくると思うが、後見人として本人へ訪問する時には少しでも安心されるような触れ合える時間にしたいと思っています。

会員紹介

認定 NPO 法人　東三河後見センターに登録されるに当たって

夏目滋氏

私は一昨年の暮れ、四十有余年勤めあげた会社を定年退職しました。退職する以前からその後の自分の人生のあり方を考えてきました。考えた末、今までお世話になった地域への恩返しに「地域ボランティア」活動を積極的に行うことで残りの人生を歩もうと思うに至りました。地域の、そして地域の人々との「ふれあい」が、自分にとっても至極意義あることであるものと考えたのです。

そんな折、認定 NPO 法人東三河後見センターの「平成２５年度市民後見人養成講座」開講の案内が目に留まり、即座に受講を申し込みました。同講座に出席したものの、同時期に拝命した「民生児童委員」の活動のために二日間弱欠席となり、平成２８年度の補講を受講して今般、養成講座修了証をいただくことができ、お陰様で念願の市民後見人候補者名簿に登録していただけることになりました。温和で誠実そうな長谷川代表理事をはじめとしたスタッフの方々の暖かいご指導のお蔭と感謝しております。

現在要介護５の母親の世話を二年近く妻と行いながら、民生児童委員活動や地域見守り活動等、充実した楽しい生活を送っています。いましばらく、母の介護を主に生活していく予定です。その後は、認知症をも患った母の介護の経験をもとに、自分ひとりでの意思の疎通や行動が困難になった方々に対して、本人の身になり、少しでも本人に「よりそった」財産管理・身上監護が行えるような市民後見人となるべく努力していきたいと思います。

一通りの講義を受講したものの、規定の報告書作成等実務経験一つ無く、講義で受けた知識も忘れてしまった部分も多く、先輩諸兄の手助けをいただきながら経験を積んでいきたいと思います。今後ともよろしくご指導の程お願い申し上げます。

東三河後見センターの今後の予定（7月～9月）

☆ミーティング　　開催日　　毎週火曜日　午前9:20 頃より2時間弱
　　場　所　　豊川商工会議所3階
　　第1研修室又は第2研修室

7月11日（火）　事務局会議　14:30～　事務局職員
7月14日（金）　理事会　19:00～　豊川商工会議所3階　第1研修室
7月 30 日（日）　豊川市市民後見人フォローアップ研修①
　豊川市勤労福祉会館　視聴覚室　9:00～16:00
　テーマ「市民後見人となりました（仮題）」
8 月 8 日（火）　事務局会議　14:30～　事務局職員
9月 8 日（金）　理事会　19:00～　豊川商工会議所3階　第1研修室
9月 12 日（火）　事務局会議　14:30～　事務局職員
9 月 23 日（土）　豊川市市民後見人フォローアップ研修②
　豊川市勤労福祉会館　視聴覚室　9:00～16:00
　テーマ「地域の一員として-身上監護と財産管理-（仮題）」

※8 月 11 日～15 日の期間は事務所閉鎖します。電話はいつでもつながります。

平成29年度　正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。　　（平成２９年６月１２日現在）

正会員費納入者（納入順、敬称略）４７名

・武重傅・近藤由美子・高柳大太郎・鈴木光子・上江富士夫・福住幸子・齋藤尚・丸山智子
・五十嵐光子・荻邦子・細野京子・中村成人・二村良子・杉浦弥生・飯星睦生・工藤明人
・杉山智子・西川邦輔・田中義人・藤堂三男・藤田慎・花田玲子・中島由恵・岡本守
・村川賢一・長谷川卓也・本多啓枝・星野裕・今泉博充・佐藤美子・鈴木京子・石原香
・加藤啓子・緒河睦子・吉田徹・梅田大己・金田貴子・影山恒太・大嶽理恵・豊田和浩
・水野遠次・神谷典江・舟越正行・高森陽一郎・今泉全勝・長坂宏・小林佳子

賛助会員費納入者（納入順、敬称略）４７名

・北村隆信・金澤良雄・山口はるみ・日比修治・八木憲一郎・夏目滋・磯村隆樹・室井啓恵
・小野晴美・小川祐子・大橋美南子・夏目みゆき・秋田誠二
・横田和子・加藤明代・津田匂子・伊与田千鶴子・大須賀康・都築昭吉・佐々木宏直・佐々木直子
・白井公江・鈴木義雄・樋口茅子・足木充邦・木下義勝・中谷芳孝・三浦正博・清水則子・藤井幸夫
・吉本京子・峯田禎三・成瀬明子・山口純子・河合康隆・大林充始・藤田裕子・藤田恭子
・水野登代子・長谷川哲也・長谷川泰子・豊田弘子・寺部敦子・多々内崇文・北沢悦子・寺田順子
・山本達也

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）０法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）５法人

・フレンドリーハート・むつみ会　・豊川市知的障害者育成会
・豊川市医師会　・蒲郡市社会福祉協議会

寄付者（納入順、敬称略）１７名

・福住幸子・荻邦子・鈴木幸子・小川祐子・北村隆信・中村成人・田中義人・金沢富雄・山本範正
・中島由恵・岡本守・村川賢一・廣永義昭・和田肇・石原香・梅田大己・勝見康夫

豊川市市民後見人フォローアップ講座のお知らせ

今年度も豊川市より受託し、市民後見人等の活動の質の向上と権利擁護活動の普及・充実のためフォローアップ講座を開催します。市民後見人候補者名簿に登録されている方、当法人が開催した養成講座を修了している方、実際に成年後見制度に関する活動をされている方を対象としています。定員は 40 名。受講料は無料です。

開催日時　①　7 月 30 日（日）　9:15 受付　9:30～16:00
「市民後見人になりました（仮題）」　講義と演習

②　9 月 23 日（土）　9:15 受付　9:30～16:00
「地域の一員として　－身上監護と財産管理－（仮題）」　講義と演習

③　平成 30 年 1 月 28 日　9:15 受付　9:30～16:00
「本人を中心とした支援　－意思決定支援－（仮題）」講義と演習

会　場　①から③　豊川市勤労福祉会館　視聴覚室

申込み方法　電話か FAX で開催日の１週間前を目処にお知らせください。尚、名簿登録者等の方は別途ご案内いたします。

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度　受任　支援　概況　　（平成 29 年 6 月 13 日現在）

	後　見	保　佐	補　助	合　計
法人後見受任者数	４６名	１４名	１２名	７３名
後見監督受任者数		１名		
終了者数（平成２９年４月１日～）	―	―	―	

★市町別受任一覧（被後見人等の実際の住所地で示してあります。）

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	１９名	４名	２名	４名	０名	０名	０名	２９名
知的障がい者	１４名	４名	２名	２名	１名	１３名	２（岡崎市）	３８名
精神障がい者	４名	０名	１名	０名	０名	０名	１（名古屋市）	６名
合計	３７名	８名	５名	６名	１名	１３名	３名	７３名

☆市民後見人の受任状況

	後　見	保　佐	補　助	合計
認知症	９名	２名	１名	１２名
知的障がい者	１５名	４名	２名	２１名
精神障がい者	０名	０名	０名	０名
合計	２４名	６名	３名	３３名

市民後見人１６名の方が上記表の３３名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人候補者名簿搭載者で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

賛助会費
寄付金のお願い

（平成 29 年 4 月 1 日～6 月 20 日現在）

正 会 員費納入者：　　４８人
（法人正会員０含む）
賛助会員費納入者：　　５２人
（法人賛助会員 5 含む）
寄付者（3,000 円以上）　　１７人　**（重複してご寄付を頂いている方は１名とカウントしています。）**

会員入会・寄付のご案内

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

第 11 回通常総会と熊田均弁護士による講演会も無事に終えることができました。通常総会で提案した議案はすべて可決承認され、法人としてはまた新しいスタートとなりました。新たな市民後見人も加わり、さまざまな目線で成年後見制度を捉えることができそうです。何よりも地域の中でその人らしい生活が継続できる支援の一端を担うことができるよう進めていきたいと思います。

（編集：工藤明人）